2026年1月1日現在

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術に関する事項

当院では、「医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術の取扱いにおいて、下記の該当する手術を実施しております。

実績数（令7年1月～令和7年12月）

頭蓋内腫瘍摘出術等	0件	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0件
黄斑下手術等	0件	拇指化手術等	0件
鼓室形成手術等	0件	内反足手術等	0件
肺悪性腫瘍手術等	0件	食道切除再建術等	1件
経皮的カテーテル心筋焼灼術	0件	同種死体腎移植術等	0件
靭帯断裂形成手術等	12件	胸腔鏡・腹腔鏡手術等	125件
水頭症手術等	0件	人工関節置換術	27件
鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件	乳児外科施設基準対象手術	0件
尿道形成手術等	0件	ペースメーカー移植術および ペースメーカー交換術	10件
角膜移植術	0件	冠動脈、大動脈バイパス移植術 （人工肺を使用しないものを含む） および体外循環を要する手術	0件
肝切除術等	0件		
子宮附属器悪性腫瘍術等	0件	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術および経皮的冠動脈ステント留置術	0件
上顎骨形成術等	0件		
上顎骨悪性腫瘍手術等	0件		